

◆◆民生委員・児童委員とは？

民生委員法と児童福祉法に基づき、厚生労働大臣から委嘱を受け、社会福祉を推進するため様々な活動を行う、地域で一番身近な相談・支援のボランティアです。各市町村で活動しており、医療や介護、子育ての不安など住民の様々な相談に応じています。

支援を必要としている人を行政や専門機関へつなぐ「橋渡し役」となります。

◆◆民生委員制度とは？

民生委員制度は、大正6年に岡山県に設置された「さいせい こもん せいど済世顧問制度」と、大正7年に大阪府で始まった「方面委員制度」が始まりとされています。今日に至るまで、様々な理由で生活に困っている人の支えとなってきました。民生委員制度は平成29年に制度創設100周年を迎えた歴史と伝統を有する制度です。



民生委員100周年
シンボルマーク

◆◆どんなことをしているの？

民生委員・児童委員の活動には、7つのはたらきがあります。

| | |
|-------|--|
| ①社会調査 | 地域住民の生活の実態や福祉ニーズの把握に努めます。そのために、担当区域内の家庭を訪問することがあります。 |
| ②相談 | 地域住民がかかえる生活上の不安や問題について、親身になって相談にのります。 |
| ③情報提供 | 福祉の制度やサービスの情報を提供します。 |
| ④連絡通報 | 適切な福祉サービスを受けられるよう関係機関との間に立つ、連絡役となります。 |
| ⑤調整 | 必要なサービスが受けられるよう調整・支援します。 |
| ⑥生活支援 | その人らしい自立した生活が送れるよう支援します。 |
| ⑦意見具申 | 活動を通じて得た地域の問題点や改善策について、必要に応じて関係機関に意見を提起します。 |

具体的には！



民生委員による読み聞かせ

- 行政・関係機関と連携して支援活動を行います
 - ・ 社会福祉協議会、市町村、学校、警察、地域自治会、こども会との連携 など

- 高齢者の生活を見守ります
 - ・ 一人暮らし高齢者の見守り活動
 - ・ 地域ふれあいデイサービスの運営、協力 など

- 子どもの成長を見守ります
 - ・ 子育て支援のサロン運営
 - ・ 夜間下校時の安全パトロール など



◆◆民生委員・児童委員はどのように選ばれるの？

各市町村に設置された民生委員推薦会が知事に推薦し、知事は厚生労働大臣に推薦します。これを受け、厚生労働大臣が決定し、民生委員・児童委員に選ばれます。

任期は3年となっています。

主な条件として・・・

- 概ね75歳未満の方
- 地域の実情を知っている方
- 社会福祉活動に理解と熱意があり、実際に活動できる方 などです。



◆◆民生委員・児童委員になると・・・？

○組織について

民生委員・児童委員は市町村内の小地域ごとに設置された民生委員児童委員協議会に所属しています。各協議会では、研修会や学校訪問、地域行事への参加、世帯への援助方法の検討など様々な活動を行っています。

○学習活動について

民生委員・児童委員になると、県や社会福祉協議会等が開催する様々な研修があり、住民の相談に応じるために必要な福祉制度やサービスについて学んでいます。民生委員になるにあたって福祉に関する専門知識を有している必要はありません。

地域住民の皆さんへ

◆◆生活に関して困っていることはありませんか？

民生委員・児童委員は、近隣による見守りと、関係機関と連携した支援活動を行っています。ご相談や困りごとがありましたら、区域担当の民生委員・児童委員にご相談ください。

* 秘密は守られます *

民生委員・児童委員には守秘義務が課されています。相談内容や秘密が第三者に知られることはありません。



◆◆あなたも民生委員・児童委員として活動しませんか！

県内の民生委員・児童委員の必要人数は市町村の世帯数等に応じて決められています。しかし、現在の一部の市町村において欠員が生じています。欠員のある市町村においては、随時、民生委員・児童委員を募集しています。

地域の仲間と住みよい地域づくりを目指し、地域の最も身近な相談相手として貢献していただける方は、ぜひお住まいの市町村担当課などにお問い合わせください。

